

介護保険サービス等自主点検表（訪問看護）（令和6年11月8日更新）
※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

- 主な根拠法令等
- ・ 居宅基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
 - ・ 解釈通知：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）
 - ・ 市条例：奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成30年奈良市条例第10号）
 - ・ 市要項：奈良市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等に関する要項

- I 基本方針
II 人員基準
III 設備基準
IV 運営基準

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
I-1（＊） 基本方針	指定訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとしているか。		☐	☐	居宅基準第59条	
I-2 暴力団の排除	指定訪問看護の運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしているか。		☐	☐	市条例第4条	
II-1＊ 看護職員等の員数	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに置くべき看護師等の員数は、次に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じて、次に定める基準を満たしているか。 1指定訪問看護ステーション ・ 看護職員は、常勤換算方法で、2. 5以上となる員数 ・ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数 2指定訪問看護を担当する医療機関は、指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置くべきものとする。 ●【解釈通知第2-2(1)、(3)】常勤換算方法の算定又は常勤の職員の配置にあたっては、当該事業所において定める（就業規則、雇用契約等）時間を基本とし、32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合は、30時間として取扱い可能。 また、常勤要件が設けられている職種において、当該従業者が育児・介護休業等を取得中の期間は、資格要件を満たした非常勤職員の常勤換算とすることが可能。 ●【解釈通知第3-1-1(1)準用】勤務日及び勤務時間が不定期な看護師等（以下「登録看護師等」という。）についての勤務延時間数の算定については、次のとおりの取扱いとする。 ・ 登録看護師等によるサービス提供の実績がある事業所については、登録看護師等1人当たりの勤務時間数は、当該事業所の登録看護師等の前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間）とする。 ・ 登録看護師等によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない事業所については、当該登録看護師等が確実に勤務できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に算入する。なお、この場合においても、勤務表上の勤務時間数は、サービス提供の実績に即したものでなければならないため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となる。 ●【解釈通知第3-3-1(1)1】理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、実状に応じた適当数を配置する者とされているが、配置しないことも可能である。	常勤換算数の算出方法は以下の通り A 非常勤従業者の週平均の勤務時間の合計（ 時間） B 常勤の従業者が1週間の間に勤務すべき時間数（ 時間） C A÷B＝（ 人）小数点第二位以下切り捨て 常勤換算数＝常勤の従業者の人数+C＝（ 人） ○「指定訪問看護ステーション」＝ 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所 ○「看護職員」＝ 保健師、看護師又は准看護師 ○「指定訪問看護を担当する医療機関」＝ 病院又は診療所である指定訪問看護事業所	☐	☐	居宅基準第60条第1項	・ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表） ・ 従業者の勤怠状況がわかるもの（例：タイムカード、勤怠管理システム） ・ 資格要件に合致していることがわかるもの（例：資格証の写し）
	指定訪問看護ステーションに配置される看護職員のうち1名は、常勤の者か。		☐	☐	居宅基準第60条第2項	

介護保険サービス等自主点検表（訪問看護）（令和6年11月8日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅱ-2＊ 管理者	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は（「同一敷地内にある」を削除。＜令和6年度改正事項＞）他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 ●【解釈通知第3-3-1(2)】事業所における事故発生時等の緊急時において、管理者自身が速やかに当該事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。＜令和6年度改正事項＞	管理職等の立場であっても、出勤簿やタイムカード等で勤務時間を記録しているか。	☐	☐	居宅基準第61条第1項	・管理者の雇用形態がわかるもの ・管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表） ・管理者の勤怠状況がわかるもの（例：タイムカード、勤怠管理システム）
	指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師であるか。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 ●【解釈通知第3-3-1(2)3】管理者の長期間の傷病等やむを得ない事情がある場合には、管理者としてふさわしいと都道府県知事に認められたものであれば、管理者として保健師及び看護師以外の者を充てることができる。ただし、この場合にも可能な限り速やかに常勤の保健師又は看護師の管理者が確保されるように努めなければならない。		☐	☐	居宅基準第61条第2項	
	指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者かであるか。 ●【解釈通知第3-3-1(2)4】指定訪問看護ステーションの管理者は、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者である必要がある。		☐	☐	居宅基準第61条第3項	
Ⅲ-1 設備及び備品等	指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。 ●【解釈通知第3-3-2(1)1】指定訪問看護ステーションには、運営に必要な面積を有する専用の事務室を設ける必要がある。ただし、当該指定訪問看護ステーションが健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合には、両者を共有することは差し支えない。また、当該指定訪問看護ステーションが、他の事業の事業所を兼ねる場合には、必要な広さの専用の区画を有することで差し支えないものとする。なお、この場合に、区分されていなくても業務に支障がないときは、指定訪問看護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。 ●【解釈通知第3-3-2(1)2】事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。 ●【解釈通知第3-3-2(1)3】指定訪問看護に必要な備品として、特に、感染症予防に必要な設備等に配慮すること。	事業所として届出している場所以外に、事務作業ができるスペースを設けていないか。 指定の際に届出た図面から、設備及び区画等を変更する場合は、市に変更届を提出しているか。	☐	☐	居宅基準第62条第1項	
	指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 ●【解釈通知第3-3-2(2)1】指定訪問看護を担当する病院又は診療所には、指定訪問看護の事業を行うために必要な専用の区画を設ける必要がある。なお、業務に支障がないときは、指定訪問看護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。		☐	☐	居宅基準第62条第2項	

介護保険サービス等自主点検表（訪問看護）（令和6年11月8日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-1＊ 内容及び手続の 説明及び同意	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 ●【市要項第3章第1-2準用】重要事項説明書には、次の項目を定めておくこと。 ・運営規程の概要 ・従業者の勤務体制 ・通常の事業の実施地域 ・利用料その他の費用の額 ・緊急時の対応 ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制及び窓口（事業所、奈良市、奈良県国民健康保険団体連合会の連絡先） ・守秘義務 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） ●【居宅基準第8条第2項準用】重要事項説明書の交付及び説明を、利用申込者又はその家族の申出など一定の要件の下で電磁的方法によることも可能。	開所時間、職員の員数、通常の事業の実施地域等、運営規程と記載内容が相違していないか。 記載内容とサービスの実態が乖離していないか。 利用者の同意欄、事業者側の説明者記入欄、説明及び同意年月日欄などの記載が漏れていないか。 サービスの提供開始後に重要事項説明書の同意を得ていないか。	□	□	居宅基準第8条準用	・重要事項説明書（利用申込者の同意があったことがわかるもの） ・利用契約書
IV-2 提供拒否の禁止	指定訪問看護事業者は、正当な理由なく指定訪問看護の提供を拒んでいないか。 ●【解釈通知第3-1-3(3)準用】利用申込者に対してサービス提供を拒否できる正当な理由 ・当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ・通常の事業の実施地域外の利用者からの利用申込の場合 ・その他利用申込者に対して適切なサービスが行えない場合	通常の事業の実施地域を広く設定しすぎている場合など、実施地域内にもかかわらず利用申込を断っているケースに注意。 （例）通常の事業の実施地域として「奈良市」と記載しているが、東部地域（田原、柳生、大柳生、東里、狭川、月ヶ瀬、都祁）の申込を断っている等。	□	□	居宅基準第9条準用	
IV-3 サービス提供困難時の対応	指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じているか。		□	□	居宅基準第63条	
IV-4＊ 受給資格の確認	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	事業所で保管している被保険者証の写しが古いものになっていないか。	□	□	居宅基準第11条第1項準用	・介護保険番号、有効期限等を確認している記録等
	指定訪問看護事業者は、利用者の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問看護を提供するように努めているか。		□	□	居宅基準第11条第2項準用	
IV-5 要介護認定の申請に係る援助	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。		□	□	居宅基準第12条第1項準用	
	指定訪問看護事業者は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。		□	□	居宅基準第12条第2項準用	
IV-6＊ 心身の状況等の把握	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	サービス担当者会議の記録や、フェイスシート等が保管されているか。	□	□	居宅基準第13条準用	・サービス担当者会議の記録

介護保険サービス等自主点検表（訪問看護）（令和6年11月8日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-7* 居宅介護支援事業者等との連携	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めているか。		☐	☐	居宅基準第64条第1項	・サービス担当者会議の記録
	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		☐	☐	居宅基準第64条第2項	
IV-8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。 ●【介護保険法施行規則第64条】 ・居宅要介護被保険者が指定居宅サービス（居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を除く。）を受ける場合であって、次のいずれかに該当するとき。 1当該居宅要介護被保険者が法第46条第4項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定居宅サービスが当該指定居宅介護支援に係る居宅サービス計画の対象となっているとき。 2当該居宅要介護被保険者が基準該当居宅介護支援（法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定居宅サービスが当該基準該当居宅介護支援に係る居宅サービス計画の対象となっているとき。 3当該居宅要介護被保険者が小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定居宅サービスが指定地域密着型サービス基準第74条第1項（指定地域密着型サービス基準第182条において準用する場合を含む。）の規定により作成された居宅サービス計画の対象となっているとき。 4当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅サービスを含む指定居宅サービスの利用に係る計画をあらかじめ市町村に届け出ているとき。 ・居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護を受けるとき。		☐	☐	居宅基準第15条準用	
IV-9* 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定訪問看護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問看護を提供しているか。	居宅介護支援事業所から居宅サービス計画を取り寄せているか、居宅サービス計画の期限が切れていないか、居宅サービス計画で位置付けられているサービスが訪問看護計画にも盛り込まれているかなど、居宅サービス計画との整合性を確認しているか。	☐	☐	居宅基準第16条準用	・居宅サービス計画 ・訪問看護計画（利用者の同意があったことがわかるもの）
IV-10 居宅サービス計画等の変更の援助	指定訪問看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	居宅サービス計画の内容と、実際の訪問看護の提供内容及び利用者にとって必要な訪問看護の内容に大きな、又は継続的なズレが生じている場合などは、利用者の意向を確認した上で、介護支援専門員に連絡をしているか。	☐	☐	居宅基準第17条準用	
IV-11 身分証の携行	指定訪問看護事業者は、看護師等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。		☐	☐	居宅基準第18条準用	
	●【解釈通知第3-1-3(9)準用】身分を証する書類の記載事項 ・当該事業所の名称及び当該看護師等の氏名は必ず記載。 ・当該看護師等の写真の貼付や職能の記載があることが望ましい。					

介護保険サービス等自主点検表（訪問看護）（令和6年11月8日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-12＊ サービス提供の 記録	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、当該指定訪問看護の提供日及び内容、当該指定訪問看護について介護保険法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 ●【解釈通知第3-1-3(10)1準用】指定訪問看護を提供した際に、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない内容 ・指定訪問看護の提供日 ・内容 ・保険給付の額 ・その他必要事項	サービス利用票（提供票）等は保管されているか。	☐	☐	居宅基準第19条第1項準用	・居宅サービス計画 ・サービス提供記録
	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。 ●【市要項第3章第1-3準用】指定訪問看護を提供した際にサービス提供記録に記載しなければならない内容 ・指定訪問看護の提供日 ・サービスの開始時刻及び終了時刻 ・提供した具体的なサービスの内容 ・看護師等の氏名 ・利用者の氏名及び心身の状況 ・その他必要事項	サービス提供記録は保管されているか。 サービス提供の内容等について、文書又は電磁的方法のいずれによる記録の場合でも、利用者からの申出に基づき情報を提供できるようにしているか。	☐	☐	居宅基準第19条第2項準用	
IV-13＊ 利用料等の受領	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し領収証を交付しているか。	領収証の控えなどは事務所で保管しているか。	☐	☐	介護保険法第41条第8項	
	指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額を生じさせていないか。 ●【解釈通知第3-3-3(2)2】そもそも介護保険給付、医療保険給付又は訪問看護療養費の対象となる訪問看護と明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない ・利用者に当該事業が指定訪問看護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付等の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 ・当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問看護事業所の運営規程とは別に定められていること。 ・会計が指定訪問看護の事業の会計と区分されていること。 ●【市要項第3章第1-4準用】指定訪問看護事業者は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅までの交通費の支払を利用者から受けることができる。 なお、通常の事業の実施地域内の交通費については、駐車場代も含め徴収できないものとする。		☐	☐	居宅基準第66条第2項	・請求書 ・領収書
	指定訪問看護事業者は、通常の事業の実施地域外の利用者に対してサービスを提供する際の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	重要事項説明書等に当該サービスについての記載がされているか。	☐	☐	居宅基準第66条第4項	
IV-14 保険給付請求のための証明書の交付	指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。		☐	☐	居宅基準第21条準用	

介護保険サービス等自主点検表(訪問看護) (令和6年11月8日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-15 指定訪問看護の 基本取扱方針	指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われているか。		☐	☐	居宅基準第67条第1項	
	指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。		☐	☐	居宅基準第67条第2項	
IV-16 * 指定訪問看護の 具体的取扱い方 針	指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っているか。		☐	☐	居宅基準第68条第1号	
	指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。		☐	☐	居宅基準第68条第2号	
	指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐	居宅基準第68条第3号	・身体的拘束等の記録 (身体的拘束等がある場合)
	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐	居宅基準第68条第4号	
	●【 <u>解雇通知第3-3-3(3)4</u> 】緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくこと。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐		
	指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行っているか。		☐	☐	居宅基準第68条第5号	
	指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。		☐	☐	居宅基準第68条第6号	
	特殊な看護等を行っていないか。	医学的根拠の希薄な、民間療法等を行っていないか。	☐	☐	居宅基準第68条第7号	
IV-17 主治の医師との 関係	指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行っているか。		☐	☐	居宅基準第69条第1項	
	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。		☐	☐	居宅基準第69条第2項	
	指定訪問看護事業者は、主治の医師に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っているか。 ●【 <u>居宅基準第69条第4項</u> 】当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、主治の医師の文書による指示並びに訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。		☐	☐	居宅基準第69条第3項	

介護保険サービス等自主点検表（訪問看護）（令和6年11月8日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-18＊ 訪問看護計画書 及び訪問看護報告書の作成	看護師等は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しているか。 ●【解釈通知第3-3-3(5)2】訪問看護計画書には、利用者の希望及び心身の状況、主治医の指示等を踏まえて、次に掲げる内容を記載すること。 ・看護目標 ・サービスの具体的な内容	フェイスシート、アセスメントシート等は保管されているか。 訪問看護計画の様式は、「訪問看護計画書等の記載要領等について（厚生労働省通知）」において示されているため、これを標準として作成されたい。 ○「看護師等」＝ 准看護師を除く。	☐	☐	居宅基準第70条第1項	・主治の医師の指示及び居宅サービス計画に基づく訪問看護計画（利用者の同意があったことがわかるもの） ・訪問看護報告書
	看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しているか。	訪問看護計画は、居宅サービス計画の内容に基づいて作成されるものではあるが、居宅サービス計画の丸写しとなっていないか。	☐	☐	居宅基準第70条第2項	
	看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 ●【解釈通知第3-3-3(5)5】理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士による指定訪問看護については、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるものであることを説明すること。	計画に対する同意は、利用開始よりも前に得ているか。	☐	☐	居宅基準第70条第3項	
	看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しているか。		☐	☐	居宅基準第70条第4項	
	看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しているか。		☐	☐	居宅基準第70条第5項	
	指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っているか。 ●【解釈通知第3-3-3(5)8】理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護を提供している利用者については、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、看護職員と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携して作成すること。具体的には、訪問看護計画書には、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供するものも含め訪問看護の内容を一体的に記載するとともに、訪問看護報告書には訪問日や主な内容を記載することに加え、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供した指定訪問看護の内容とその結果等を記載した文書を添付すること。		☐	☐	居宅基準第70条第6項	
IV-19 同居家族に対する訪問看護の禁止	指定訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせていないか。		☐	☐	居宅基準第71条	
IV-20 利用者に関する市町村への通知	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ・正当な理由なしに指定訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ・偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。		☐	☐	居宅基準第26条準用	
IV-21＊ 緊急時等の対応	看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じているか。	利用者から、緊急時に連絡すべき主治医等の連絡先をあらかじめ確認しているか。 緊急時対応マニュアル等を整備しているか。	☐	☐	居宅基準第72条	・運営規程 ・サービス提供記録
IV-22 管理者の責務	指定訪問看護事業所の管理者は、指定訪問看護事業所の従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。		☐	☐	居宅基準第52条第1項準用	
	指定訪問看護事業所の管理者は、当該指定訪問看護事業所の従業者に当該事業の運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。		☐	☐	居宅基準第52条第2項準用	

介護保険サービス等自主点検表（訪問看護）（令和6年11月8日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-23＊ 運営規程	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。 ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務の内容 ・営業日及び営業時間 ・指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 ・通常の事業の実施地域 ・緊急時等における対応方法 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・その他運営に関する重要事項 ●【解釈通知第3-1-3(19)1準用】従業者の員数については、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載して差し支えない。（重要事項説明書に記載する場合も同様） ●【解釈通知第3-1-3(19)4準用】通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定できるものにすること。なお、当該地域は利用申込の調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスを実施することを妨げるものではない。 ●【解釈通知第3-1-3(19)5準用】虐待の防止のための措置については、虐待の防止に係る組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待等が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。	利用者負担割合に3割負担についての記載が漏れていないか。 通常の事業の実施地域外の交通費は、実施地域を越えた地点からとなっているか。又、当該料金の算出については1km毎が望ましい。 通常の事業の実施地域として「奈良市」と記載しているが、東部地域（田原、柳生、大柳生、東里、狹川、月ヶ瀬、都祁）の申込を断っていることはないか。	□	□	居宅基準第73条	・運営規程
IV-24＊ 勤務体制の確保等	指定訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問看護を提供できるよう、指定訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めているか。 ●【解釈通知第3-1-3(21)1準用】指定訪問看護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、次に掲げる事項を明確にすること。（指定訪問看護を担当する医療機関である場合は、一部省略可） ・日々の勤務時間 ・職務の内容 ・常勤、非常勤の別 ・管理者との兼務関係 ●【市要項第3章第1-6(1)準用】勤務表を作成する上で、看護師等が他の職種と兼務の場合は、職種ごとに明確に時間を分けて記載すること。	記載項目が漏れていないか。	□	□	居宅基準第30条第1項準用	・従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの （例：勤務体制一覧表、勤務実績表） ・雇用の形態（常勤・非常勤）がわかるもの
	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、当該指定訪問看護事業所の看護師等によって指定訪問看護を提供しているか。		□	□	居宅基準第30条第2項準用	
	指定訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 ●【市条例第9条】歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、利用者の歯と口腔の健康づくりに努めること。	研修の受講記録は残しているか。 受講していない他の看護師等にも、研修内容を回覧等で周知することが望ましい。	□	□	居宅基準第30条第3項準用	・研修の計画及び実績がわかるもの

介護保険サービス等自主点検表（訪問看護）（令和6年11月8日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定訪問看護事業者は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ●【解釈通知第3-1-3(21)4イ準用】事業主が講ずべき措置の具体的な内容としては、以下のとおり。 ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。） ・相談、苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備（相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。）		□	□	居宅基準第30条第4項準用	・職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
IV-25＊ 業務継続計画の策定等	指定訪問看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ●【解釈通知第3-2-3(7)2準用】業務継続計画には、以下の内容を記載すること。 ・感染症に係る業務継続計画 1 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） 2 初動対応 3 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ・災害に係る業務継続計画 1 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） 2 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） 3 他施設及び地域との連携	【減算適用】 ・業務継続計画を策定し、必要な措置を講じていない場合は、業務継続計画未策定減算有り。（令和7年3月31日までは適用しない。）	□	□	居宅基準第30条の2第1項準用	・業務継続計画 ・研修の計画及び実績がわかるもの ・訓練の計画及び実績がわかるもの
	指定訪問看護事業者は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。 ●【解釈通知第3-2-3(7)3準用】業務継続計画に係る従業者に対する研修については、定期的な研修は年に1回以上実施し、新規採用時にも研修を行うことが望ましい。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第3-2-3(7)4準用】業務継続計画に係る訓練においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を年1回以上定期的に実施するものとする。		□	□	居宅基準第30条の2第2項準用	
	指定訪問看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。		□	□	居宅基準第30条の2第3項準用	

介護保険サービス等自主点検表（訪問看護）（令和6年11月8日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-26＊ 衛生管理等	指定訪問看護事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。		☐	☐	居宅基準第31条第1項準用	
	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。		☐	☐	居宅基準第31条第2項準用	
	●【解釈通知第3-1-3(23)1準用】特に、看護師等が感染源となることを予防し、また看護師等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じること。		☐	☐		
	指定訪問看護事業者は、当該指定訪問看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ・当該指定訪問看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ること。 ・当該指定訪問看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・当該指定訪問看護事業所において、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 ●【解釈通知第3-2-3(8)2イ準用】感染対策委員会の構成メンバーは、感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種により構成することが望ましい。特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。また、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ●【解釈通知第3-2-3(8)2ロ準用】感染症の予防及びまん延防止のための指針には、次のことを規定すること。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省）」を参照されたい。 ・平常時の対策（事業所内の衛生管理、ケアに係る感染対策等） ・発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携等） ●【解釈通知第3-2-3(8)2ハ準用】感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年に1回以上実施し、新規採用時にも研修を行うことが望ましい。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第3-2-3(8)2ニ準用】感染症の予防及びまん延の防止のための訓練については、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとし、年に1回以上定期的に実施するものとする。		☐	☐	居宅基準第31条第3項準用	・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況、結果がわかるもの ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況、結果がわかるもの
IV-27(＊) 掲示	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	掲示している場所は、利用申込者が容易に確認できる場所であるか。	☐	☐	居宅基準第32条第1項準用	
	●【居宅基準第32条第2項準用】指定訪問看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定訪問看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。		☐	☐		

介護保険サービス等自主点検表（訪問看護）（令和6年11月8日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定訪問看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 （令和7年度から義務付け）＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第3-1-3(24)準用】ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。＜令和6年度改正事項＞	※令和6年度改正事項については、令和7年3月31日までは適用しない。	☐	☐	居宅基準第32条第3項準用	
IV-28＊ 秘密保持	指定訪問看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。		☐	☐	居宅基準第33条第1項準用	・個人情報の利用に関する同意書 ・従業員の秘密保持誓約書
	指定訪問看護事業者は、当該指定訪問看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	退職後も守秘義務が存続する旨、就業規則、雇用契約書又は労働条件通知書等への記載や誓約書を徴するなどの措置を講じているか。	☐	☐	居宅基準第33条第2項準用	
	指定訪問看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報をを用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	利用者又は家族のどちらかにしか同意を得ていないケースや、家族ではなく利用者の代理人として同意を得ているケースは無いかな。	☐	☐	居宅基準第33条第3項準用	
IV-29＊ 広告	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。		☐	☐	居宅基準第34条準用	・パンフレット/チラシ ・web広告
IV-30 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定訪問看護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。		☐	☐	居宅基準第35条準用	
IV-31＊ 苦情処理	指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	苦情解決の体制を整備するにあたっては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針（厚生労働省通知）」を参考とすること。	☐	☐	居宅基準第36条第1項準用	・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録
	指定訪問看護事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	苦情がない場合であっても、受付用紙は作成しておくことが望ましい。	☐	☐	居宅基準第36条第2項準用	
	指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		☐	☐	居宅基準第36条第3項準用	
	指定訪問看護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、市町村から受けた指導又は助言の改善の内容を市町村に報告しているか。		☐	☐	居宅基準第36条第4項準用	
	指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		☐	☐	居宅基準第36条第5項準用	
	指定訪問看護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、国民健康保険団体連合会から受けた指導又は助言の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。		☐	☐	居宅基準第36条第6項準用	

介護保険サービス等自主点検表（訪問看護）（令和6年11月8日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-32 地域との連携	指定訪問看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。		☐	☐	居宅基準第36条の2第1項準用	
	●【市条例第13条】事業の運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。		☐	☐	居宅基準第36条の2第2項準用	
IV-33* 事故発生時の対応	指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	奈良市への報告等は、奈良市の「介護保険事業者事故報告取扱要領」に沿って行わなければならないが、報告が漏れていないか。			居宅基準第37条第1項準用	・市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの ・事故に際して採った処置の記録 ・損害賠償の実施状況がわかるもの
	●【解釈通知第3-1-3(30)準用】事故に対する対応としては、次に掲げる事項留意すること。 ・利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定訪問看護事業者が定めておくことが望ましい。 ・指定訪問看護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 ・指定訪問看護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。	事故報告は介護福祉課に提出すること。 介護事故には至らなかったが、介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリハット事例）について記録しているか。	☐	☐		
	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	事故がない場合であっても、記録用紙は作成しておくことが望ましい。	☐	☐	居宅基準第37条第2項準用	
	指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。		☐	☐	居宅基準第37条第3項準用	

介護保険サービス等自主点検表（訪問看護）（令和6年11月8日更新）
※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-34 * 虐待の防止	指定訪問看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ・当該指定訪問看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ること。 ・当該指定訪問看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ・当該指定訪問看護事業所において、看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ・虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ●【解釈通知第3-1-3(31)1準用】虐待防止検討委員会の構成メンバーは、管理者を含む幅広い職種で構成するとともに、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ●【解釈通知第3-1-3(31)2準用】虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。 ・事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ・成年後見制度の利用支援に関する事項 ・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ・その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ●【解釈通知第3-1-3(31)3準用】虐待の防止のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年に1回以上実施し、新規採用時にも必ず研修を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第3-1-3(31)4準用】虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者については、同一事業所内又は他の事業所等で複数担当を兼務することも差し支えないが、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。＜令和6年度改正事項＞	虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報しているか。 【減算適用】 ・虐待の防止に係る措置を実施していない場合には、高齢者虐待防止措置未実施減算有り。	□	□	居宅基準第37条の2準用	・虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの ・虐待の防止のための指針 ・虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの ・担当者を置いていることがわかるもの

介護保険サービス等自主点検表（訪問看護）（令和6年11月8日更新）
※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-35（＊） 会計の区分	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。		☐	☐	居宅基準第38条準用	
IV-36（＊） 記録の整備	指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。		☐	☐	居宅基準第73条の2第1項	
	指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しているか。 ・指定訪問看護の提供の開始の際に受けた主治の医師による指示の文書 ・訪問看護計画書 ・訪問看護報告書 ・提供した指定訪問看護の具体的なサービスの内容等の記録 ・身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録＜令和6年度改正事項＞ ・居宅基準第26条（準用）に規定する市町村への通知に係る記録 ・提供した指定訪問看護に係る利用者又はその家族からの苦情の内容等の記録 ・指定訪問看護の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	運営規程や重要事項説明書等で、保存年限の記載が市条例に定める保存年限（5年間）より短くなっていないか。	☐	☐	居宅基準第73条の2第2項 市条例第14条	